

7月は固定資産税

第2期の納期限です

7月31日(月)までに、最寄りの金融機関【南都銀行・りそな銀行・奈良県農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)】及びコンビニエンスストアでお納めください。

なお、口座振替の場合は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いいたします。

夜間の花火は

禁止されています

平成18年6月21日より「吉野町夜間花火の迷惑防止条例」が施行され、夜間の花火は禁止されています。花火をするときはルールとマナーを守って楽しみましょう。

●禁止になる場所

吉野町内の公共の場所

河川・道路・公園・広場など

●禁止になる時間

午後10時から日の出まで

●対象となる花火

爆竹・打ち上げ花火・ロケット花火など、爆発や燃焼の程度が著しいもの

※線香花火など、安眠妨害等の迷惑をかけるような花火まで禁止するものではありません。

◆お問い合わせ

吉野町役場 環境対策室

TEL(32)9024

リバーフィールド

河川美化事業のお知らせ

桜橋から上市橋間の河川敷リバーフィールドで、利用者からの河川環境美化協力金により(町民を除く)、ごみの削減にご協力を頂いており、本年度も左記の期間内で実施することとなります。

◆日程

7月15日～31日(土・日・祝日)

8月(毎日)

9月1日～24日(土・日・祝日)

◆時間 8時30分～17時まで

◆管理主体 上市町内会連合会

7月21日から8月31日の間は

吉野川マナーアップ

キャンペーン期間です

吉野川の清流を守るため、7月21日から8月31日の間、「吉野川マナーアップキャンペーン」を展開します。生活用水や農業用水の水源である吉野川の水は、私たちにとって、かけがえのないものです。

この清流を守り、美しい吉野の自然を守るのは、一人ひとりの心がけと行動です。

空缶、ビニール袋、バークユーの残りくず等、ゴミで川が泣いています。キャンプ、釣り、ハイキング…。楽しい思い出とともにゴミは必ず持ち帰りましょう。

◆お問い合わせ

奈良県 環境政策課

TEL0742(27)8737

「第5回緑のカーテン」

「アンケート」募集中!

応募期間 7月1日～8月31日

アサガオやゴーヤ等のツル性植物を窓側に茂らせることによって、夏場の強い日差しを遮る緑のカーテン。ご家庭や事業所等を対象としており、生育状況や実施効果、工夫した点等を総合的に審査させていただきます。

実施要領・応募方法は、**広報よしの6月号折込チラシ**をご覧ください。

『緑のカーテン』をみんなで広め、節電への意識を高めて「エコ」でいきましょう。

吉野町役場 環境対策室

TEL(32)9024

散歩中にたぐい犬の

糞は持ち帰りましょう

散歩中に飼犬が糞をした場合は、他の住民の方にも迷惑となりますので必ず持ち帰り適正に処理するようにしましょう。

◆お問い合わせ

吉野町役場 環境対策室

TEL(32)9024

公営住宅入居者募集

◆上市駅東口町営住宅 (2戸)

◆飯貝町営住宅 (2戸)

◆吉野駅前町営住宅 (2戸)

◆募集期間 7月10日(月)～21日(金)

◆受付場所・お問い合わせ

吉野町役場 産業観光振興課 住宅係

TEL(32)3081

7月のごみ収集日程

ブロックNo.	収集地区名	収 集 日			
		カン類	古 紙	ビン類・ペットボトル	不燃物・粗大ごみ
1	上市地区全域・橋屋・左曾・六田	3日(月)・19日(水)	5日(水)・17日(月)	10日(月)	24日(月)
2	竜門地区全域・中竜門地区全域	6日(木)・19日(水)	5日(水)・20日(木)	13日(木)	27日(木)
3	吉野山地区全域・飯貝・丹治	4日(火)・26日(水)	12日(水)・18日(火)	11日(火)	25日(火)
4	国栖地区全域・中荘地区全域	7日(金)・26日(水)	12日(水)・21日(金)	14日(金)	28日(金)

◆ごみの分け方・ごみの出し方については、ごみ収集日程カレンダーのそれぞれの囲みの下の方に注意することが書かれていますのでお読みください。

※お問い合わせは、吉野三町村クリーンセンター【TEL(32)1275】または、吉野町役場 環境対策室【TEL(32)9024】へ

★ごみは午前8時までに出示してください。★7月16日は、家庭系ごみの持ち込みを受け付けします。

平成29年度

吉野町定住促進住宅

新築助成制度のお知らせ

町内の若年層の定住人口の増加を図ると共に、基幹産業である林業・木材関連産業及び住宅建築関連産業の振興を図るため、町内に住宅を新築される若年層の方を対象に「吉野町定住促進住宅新築助成制度」を実施します。

◆助成対象者

○世帯主か配偶者が18歳以上50歳未満で、18歳以下の子どもがいる吉野町への転入定住者世帯

○吉野町に住所を有する、世帯主か配偶者が18歳以上50歳未満で、世帯員が2人以上の世帯の世帯員

(助成対象者は別に定める要件も全て満たす必要があります)

◆助成額 最高200万円

◆助成対象となる新築住宅要件

○申請者が、吉野町内で行う自ら居住するための住宅の新築であること
(建替えは対象外)

○2階建て以下の延床面積100㎡以上の専用住宅(併用住宅にあつては、住居部分の延床面積が100㎡以上のもの)

○建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること

○施工業者は、吉野町内に本店を有する法人または、吉野町内に住所を有する個人の施工業者であること

○木材軸組み在来工法で、構造部分に使用する木材の80%以上が吉野町内で

購入した、吉野町内で製材された木材または吉野町内で生産された集成材、丸太であること(その他要件あり)

◆募集戸数 1戸

◆受付期間 7月28日(金)まで

(土日祝除く役場開庁時間内)
制度利用には、他にも要件等がありますので、お問い合わせください。

◆用紙配布場所お問い合わせ先

吉野町役場 暮らし環境整備課
Tel(32)8844

狩猟免許取得講習会

補助金の交付

昨今、イノシシやシカの農作物等の被害が増加しており、吉野町鳥獣被害防止対策協議会は、有害鳥獣の駆除及び捕獲を目的とした狩猟免許取得者を確保し被害の軽減を計っています。

次のとおり狩猟免許の取得を希望される方に対して補助金を交付することができまますので、ご希望の方はお問い合わせください。

◆補助金額 12,000円(講習料)

◆対象者数 10名

(申込者多数の場合は抽選)

◆お問い合わせ先

吉野町鳥獣被害防止対策協議会
事務局

吉野町役場 産業観光振興課

NTT Tel(32)3081 内線175

IP直通 Tel(39)9064

耐震診断・耐震改修を

行ってみませんか?

多くの犠牲者を出した平成7年の阪神淡路大震災犠牲者の9割近くが住宅の倒壊による圧死・窒息死によるものでした。地震から家族と財産を守るには、強い家が家にする必要があります。

吉野町では、「既存木造住宅耐震診断支援事業」、「既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業」を行っています。この機会に「耐震診断」、「耐震改修」を行ってみませんか。

耐震診断

◆対象住宅

○町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの

○延床面積が250㎡以下でかつ、階数が2以下のもの(地階除く)

◆費用 町が診断費用(5万円)を負担(個人負担金は必要ありません)

◆募集戸数 2戸(先着順)

◆申込受付 7月3日(月)～11月30日(木)

※耐震診断を受ける前に、申し込み手続きが必要です。他にも各種要件がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

耐震改修

◆対象住宅 町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの

◆対象工事

○改修工事前の構造評点1.0未満のものを改修工事後の構造評点1.0以上の数値となる改修工事

○改修工事前の構造評点0.7未満のものを改修工事後の構造評点0.7以上の数値となる改修工事

○改修工事完成及び関係書類提出を平成30年2月28日までに完了できるもの
◆対象者 耐震改修工事を行う補助対象住宅の所有者

◆費用 50万円以上の耐震改修工事に要した費用の23%。ただし、その額が20万円未満の場合は20万円とし、50万円を超える場合は50万円を限度とします。

◆募集戸数 1戸(先着順)

◆申込受付 7月3日(月)～10月31日(火)
※改修工事を行うまでに申し込み手続きが必要です。申し込み時には、耐震診断の結果の写しが必要となります。他にも各種要件がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

◆お問い合わせ 申込先

吉野町役場 暮らし環境整備課
NTT Tel(32)8175
IP直通 Tel(39)8844

有害鳥獣駆除対策

吉野町は、平成25年度に猟友会吉野支部とで構成する「吉野町鳥獣被害対策実施隊」を組織し、地域からの要望を受け有害鳥獣駆除を実施しています。

◆有害鳥獣捕獲頭数(平成29年5月)
ニホンジカ6頭

平成29年度累計8頭

吉野町役場 産業観光振興課
産業振興室